



1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 mg/ℓ					N.D.							
チウラム	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
シマジン	〃	0.003 mg/ℓ					N.D.							
チオベンカルブ	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
ベンゼン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
セレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
1,4-ジオキサソ	〃	0.05mg/ℓ					N.D.							
塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	〃	0.002mg/ℓ					N.D.							
措置の必要性			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

採取年月日	R5.7.6		
測定結果の得られた年月日	R5.8.8		
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	1pg-TEQ/L	0.036
措置の必要性	無		

\*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
\*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)

### 3. 地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：最終処分場 地下水ピット（地下水）

採取年月日	R5.4.13	R5.5.11	R5.6.8	R5.7.6	R5.8.10	R5.9.13	R5.10.5	R5.11.2	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.1	R6.3.7		
測定結果の得られた年月日	R5.4.19	R5.5.16	R5.6.15	R5.7.25	R5.8.21	R5.9.19	R5.10.10	R5.11.9	R5.12.12					
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	—(mS/m)	6.5	4.3	4.4	3.0	4.3	4.5	4.9	5.7	7.3	○	○	○
塩化物イオン	〃	—(mg/ℓ)	1.6	0.9	0.5未達	0.6	0.9	0.7	0.8	1.0	2.3	○	○	○
過マンガン酸カリウム消費量	年1回	—(mg/ℓ)				2.8								
カドミウム	〃	0.003 mg/ℓ				N.D.								
全シアン	〃	検出されないこと				不検出								
鉛	〃	0.01mg/ℓ				N.D.								
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ				N.D.								
砒素	〃	0.01mg/ℓ				N.D.								
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ				N.D.								
アルキル水銀	〃	検出されないこと				不検出								
PCB	〃	検出されないこと				不検出								
トリクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
テトラクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
ジクロロメタン	〃	0.02 mg/ℓ				N.D.								
四塩化炭素	〃	0.002 mg/ℓ				N.D.								
1,2-ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ				N.D.								
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 mg/ℓ				N.D.								
1,2-ジクロロエタン	〃	0.04mg/ℓ				N.D.								
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 mg/ℓ				N.D.								
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ				N.D.								
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 mg/ℓ				N.D.								
チウラム	〃	0.006mg/ℓ				N.D.								
シマジン	〃	0.003 mg/ℓ				N.D.								
チオベンカルブ	〃	0.02 mg/ℓ				N.D.								
ベンゼン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
セレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
1,4-ジオキサソ	〃	0.05mg/ℓ				N.D.								
塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	〃	0.002mg/ℓ				N.D.								
措置の必要性			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

採取年月日	R5.7.6		
測定結果の得られた年月日	R5.8.8		
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	1pg-TEQ/L	0.57
措置の必要性	無		

\*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
\*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)

### 4. 原水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：最終処分場 浸出水ピット（原水）

採取年月日					R5.8.10							R6.2.1	
測定結果の得られた年月日					R5.8.30								
測定項目	測定頻度	計画値	測定結果										
水素イオン濃度	年2回	7.0~10.0				7.1(21.9℃)						○	
生物化学的酸素要求量	〃	100mg/ℓ				2.9						○	
化学的酸素要求量	〃	150mg/ℓ				8.5						○	
浮遊物質	〃	200 mg/ℓ				2						○	
窒素含有量	〃	100mg/ℓ (日間平均60)				12						○	
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	年1回	15,000mg/ℓ				11000							
カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	年2回	2,500mg/ℓ				1400						○	
措置の必要性						無							

\*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
\*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)



点検年月日	R5.12.26									R6.1月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無										
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無										
点検年月日	R6.2月									R6.3月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			

**7. 残余の埋立容量〔規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ〕**

測定年月日	測定頻度	測定結果（覆土を含む）
R6.2.20	年一回	

**8. 音圧レベル〔騒音規制法に基づく特定工場等における騒音の規制基準：第3種区域〕**

計測年月日		R5.6.13			
測定結果の得られた年月日		R5.6.27			
測定場所：最終処分場 用地境界		No.1	No.2	No.3	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
朝 (6:00~8:00)	年1回	60dB以下	47	36	48
昼間 (8:00~19:00)	年1回	65dB以下	53	56	54
夕 (19:00~22:00)	年1回	60dB以下	48	36	50
夜間 (22:00~6:00)	年1回	50dB以下	50	34	50

**9. 振動加速度レベル〔振動規制法に基づく特定工場等における振動の規制基準：第2種区域〕**

計測年月日		R5.6.13			
測定結果の得られた年月日		R5.6.27			
測定場所：最終処分場 用地境界		No.1	No.2	No.3	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
昼間 (8:00~19:00)	年1回	65dB以下	25未満	25未満	25未満
夜間 (19:00~8:00)	年1回	60dB以下	25未満	25未満	25未満

**10. 悪臭物質濃度〔平成22年4月9日 熊本県告示第421号に基づく特定悪臭物質に係る規制基準：A地域〕**

採取年月日		R5.6.13			
測定結果の得られた年月日		R5.6.27			
測定場所：最終処分場 用地境界		風上	風下	ダクト付近	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
アンモニア	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.2
メチルメルカプタン	年1回	0.002ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
硫化水素	年1回	0.02ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満
硫化メチル	年1回	0.01ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満
二硫化メチル	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
トリメチルアミン	年1回	0.005ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アセトアルデヒド	年1回	0.05ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満
スチレン	年1回	0.4ppm	0.04未満	0.004未満	0.004未満
プロピオン酸	年1回	0.03ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
ノルマル酪酸	年1回	0.006ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
ノルマル吉草酸	年1回	0.0009ppm	0.00009未満	0.00009未満	0.00009未満
イソ吉草酸	年1回	0.001ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
トルエン	年1回	10ppm	1未満	1未満	1未満
キシレン	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
酢酸エチル	年1回	3ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満
メチルイソブチルケトン	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
イソブタノール	年1回	0.9ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満
プロピオンアルデヒド	年1回	0.05ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満
ノルマルブチルアルデヒド	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
イソブチルアルデヒド	年1回	0.02ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ノルマルペンチルアルデヒド	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
イソペンチルアルデヒド	年1回	0.003ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満

**11. 発生ガス**

測定場所：最終処分場 埋立地

採取年月日		R6.1	
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ガス組成 (アンモニア)	年1回	-(ppm)	
ガス組成 (硫化水素)	年1回	-(ppm)	
ガス組成 (一酸化炭素)	年1回	-(ppm)	
ガス組成 (二酸化炭素)	年1回	-(ppm)	
ガス組成 (メタンガス)	年1回	-(ppm)	
ガス組成 (酸素)	年1回	-(%)	
ガス組成 (窒素) ※	年1回	-(%)	
ガス量	年1回	-(L/min)	
外気温度	年1回	-(℃)	
外気湿度	年1回	-(%)	
蒸気発生有無	年1回	-	
埋立地内温度 (ガス温度)	年1回	-(℃)	

※ガス調査：ガス組成項目のうち、窒素は計算によるものとする。

**12. 粉じん**

測定場所：最終処分場 埋立地

採取年月日		R5.8.18		R6.2	
測定結果の得られた年月日		R5.8.25			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果	測定結果	
A測定 第1評価値	年2回	3.0(mg/m <sup>3</sup> )	0.32		
A測定 第2評価値	年2回	3.0(mg/m <sup>3</sup> )	0.14		
B測定	年2回	3.0(mg/m <sup>3</sup> )	0.19		
総合評価 (管理区分)			第1管理		

※総合評価	A測定結果	B測定結果	管理区分：作業環境管理の状態
	EA1 < E	CB < E	第1管理：作業環境が適切であると判断される状態
	EA1 ≥ E ≥ EA2	E × 1.5 ≥ CB ≥ E	第2管理：作業環境になお改善の余地があると判断される状態
	EA2 > E	CB > E × 1.5	第3管理：作業環境が適切でない判断される状態
	基準値 = E、A測定第1評価 = EA1、A測定第2評価 = EA2、B測定 = CB		